

令和8年度頑張る新規就農者応援事業（多様な担い手確保PR事業）  
業務委託仕様書

- ・この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・企画提案競技後、埼玉県は委託候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を委託先候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

## 第1 委託業務名

令和8年度頑張る新規就農者応援事業（多様な担い手確保PR事業）業務委託

## 第2 委託期間

契約締結日から令和9年3月12日（金）まで

## 第3 事業の目的

農業の担い手の減少や高齢化が進行する中、本県農業の維持・発展のためには、女性をはじめとする多様な担い手の確保・育成が重要である。

そのため、就農を希望する女性等を主な対象として、本県農業に対する関心を高め、県内での就農につなげるため、情報サイトによる就農支援情報等の掲載、就農セミナー、農業体験会等イベント開催などにより、情報発信及び就農支援の取組を実施する。

## 第4 委託業務内容

受託者は、埼玉県（以下、「県」という。）と十分に協議しながら、次の業務を行う。

### 1 農業関連情報サイトにおける本県の就農支援情報等の掲載

農業関連情報サイト内に本県専用ページを設け、本県の就農支援制度や就農事例に関する情報を掲載し、発信するための企画・運営を行う。

### 2 県内で活躍する女性農業者へのインタビュー記事及び動画の作成

1の農業関連情報サイトに掲載する情報として、本県で意欲的に農業に取り組む女性農業者等に対し取材を行い、インタビュー記事を作成すること。

取材対象者の選定に当たっては、あらかじめ県と協議し、県の承認を得ること。

インタビュー記事には、就農の経緯、現在の経営内容、農業に取り組む上での魅力や課題、就農希望者へのメッセージ等を含めるものとする。

併せて、県内に就農した女性等が農業に取り組む姿や、ほ場等の作業環境が伝わるような動画を1本以上作成すること。動画の長さは概ね5分以内とし、字幕、テロップ、サムネイル等を必要に応じて作成すること。

### 3 ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等による広告

サイト内本県専用ページの開設・更新等に関する情報発信、イベント等の告知、広告をSNS等で行うこと。

### 4 各種情報発信

サイト閲覧者にむけて、サイト内本県専用ページの開設・更新情報、イベントの告知等について効果的な情報発信をすること。

### 5 就農希望者を対象とした就農支援イベントの企画・運営

#### (1) イベントの開催

女性就農希望者等を対象とし、以下のイベント等の企画・運営業務全般を行うこと。

ア 本県の就農支援制度や先輩女性農業者の事例紹介を行う就農支援セミナー

イ 農業体験会又は女性農業者訪問ツアー

ウ 過年度又は本事業におけるイベント参加者を対象にした就農相談会等

なお、就農支援セミナーは3回以上、農業体験会や女性農業者訪問ツアーのイベントは1回以上、就農相談会等は2回以上開催することとし、開催にあたっては、会場の使用契約、連絡調整、当日の会場設営（後片付けを含む。）、司会進行、講師の対応、受講者の受付及びイベントに要する会計処理業務等、イベントを運営するために必要な業務の全てを行うこと。農業体験会、女性農業者訪問ツアーの実施に当たっては、参加者の安全確保、傷害保険等の加入、荒天時又は災害時の対応、熱中症対策、緊急連絡体制等を整備すること。参加者の移動手段、旅行行程等の手配を行う場合は、旅行業法その他関係法令を遵守すること。イベント参加費の徴収の有無及び金額については、事前に県と協議し決定すること。参加費を徴収する場合は、その収入及び支出の管理を適正に行い、県に報告すること。

#### (2) イベント参加者に対するアンケートの実施

受託者は、イベント参加者からイベントの内容等に関する意見等を聴取するため、アンケートの作成及び調査を実施し、その回答結果を分析して県に報告すること。

また、県が指定する過年度開催の本事業におけるイベント参加者を対象に、現在の就農に向けた状況等についてアンケートの作成及び調査を実施し、その回答を分析して県に報告すること。

### 6 その他業務目的を達成するために必要な事項の実施

上記1から5のほか、就農希望者に対する本県農業のPRに必要と考えられる事項を実施すること。なお、実施内容、実施方法及び費用負担については事前に県と協議の上、決定するものとする。

## 第5 業務計画書、工程表及び報告書の提出

## 1 業務計画書、工程表

受託者は、契約締結後速やかに業務計画書として本委託業務の実施体制及び工程表を作成し、県に提出すること。また、業務計画書に基づき進捗管理を行うとともに、工程表に基づいた実施状況を県に適宜報告すること。なお、県の求めがある場合は、随時の報告にも対応すること。

## 2 報告書

受託者は、令和9年3月12日までに次の提出物を、県に提出すること。

### (1) 提出物

ア 業務完了報告書

イ 事業実施報告書

ウ 本業務において作成した記事、動画、写真、チラシ、配布資料、アンケート結果、広告実績、その他成果物一式

エ その他県が必要と認める資料

事業実施報告書には、業務の実施期間、業務の概要、農業関連情報サイトの掲載状況、SNS広告等の実績、各種情報発信の実績、イベントの開催実績、参加者数、アンケートの集計・分析結果、事業効果の検証、業務に要した事業費等を含めること。

提出形式は、電子データを基本とし、形式、部数その他提出方法については、県と協議の上決定すること。

### (2) 提出期限

令和9年3月12日（金）

### (3) 提出先

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県農林部農業支援課 新規参入支援担当

## 第6 関係書類等の整備

本業務実績に関する関係帳簿を整備し、業務を終了した日の属する県の会計年度の翌年度から5年間保管すること。

## 第7 著作権等

ホームページやチラシ等の各種広報物、ロゴ、名称等の作成に当たっては、第三者の著作権を侵害しないように留意すること。

本委託業務で作成したホームページやチラシ等の各種広報物、ロゴ、名称等及び写真やイラスト等の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定された権利を含む。）は委託者に帰属する。また、受託者は、県に対して、著作者人格権を行使しないものとする。

## 第8 業務運営体制

受託者は、業務を適切に実施できるよう、下記のとおり運営管理責任者及び業務担当者を配置すること。

また、本業務の実施において、県が追加の人員配置が必要と判断した場合は、速やかに必要な措置を講ずること。

### 1 運営管理責任者

本業務を統括する運営管理責任者を1人配置し、次の業務を担当する。

- (1) 本業務の運営管理
- (2) 本業務で配置する業務担当者の指導及び支援
- (3) 業務全体の進捗管理
- (4) その他本業務の運営上必要と認められる事項

### 2 業務担当者

各業務を実施する担当者を配置し、主に次の業務を担当する。

- (1) イベントの企画・運営
- (2) 講師及び県との連絡調整
- (3) 業務に関する報告
- (4) その他業務上必要と認められる事務

## 第9 留意事項

1 受託者は、関係法令を遵守すること。

2 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ当該作業を履行するために関与するすべての委託先を特定し、再委託の内容、再委託先に対する管理方法等を記載した書面を県に提出し、県に承諾を得た場合はこの限りではない。

3 受託者は、イベントの配布資料や募集チラシ等の各種広報物の作成に当たっては、第三者の著作権を侵害しないこと。委託業務により得られた成果物及びその他の著作権については、埼玉県に無償で譲渡するものとする。ただし、写真の著作権等、個別に協議した場合においてはこの限りではない。なお、作成した成果物の二次利用に当たって必要な権利関係の調整等は、受託者の負担において行うこととする。

4 受託者は、本業務にかかわる者の人事管理について、一切の責任を負う。

5 受託者は、本業務に関わる者に対し安全衛生及びその他業務上必要な事項についての指導・教育を徹底する。

6 受託者は、本業務において配置したすべての者に関して、県や受講者及び外部関係者等により当人の適性に疑義が呈された場合、改善に向けて必要な措置を講ずること。

7 受託者及び本業務に関わる者は、本業務の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、本業務終了後も同様とする。

8 受託者は、本業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により埼玉県に損害を与

えたときには、その損害を賠償しなければならない。

- 9 受託者は、本業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で第三者その他に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- 10 本業務を通じて取り扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、に基づき、適正に取り扱うこと。
- 11 本業務にかかる経費は、本仕様書において県が負担する又は無償とする旨の記載がある場合を除き、原則受託者の負担とする。
- 12 本業務の実施における危機管理体制（緊急連絡網等）については、本業務開始時に県へ報告する。
- 13 この契約により作成される成果物及びその他の著作権の取扱いについては、埼玉県に帰属するものとする。
- 14 実施に当たっては、委託契約書及び仕様書に基づき、常に埼玉県と密接な連絡を取り、その指示に従うこと。
- 15 本仕様書に定めるものの他、受託者の企画提案書に記載されている事項についても、適切に履行すること。
- 16 本仕様書に定めるものの他疑義が生じた場合は、その都度、遅滞なく埼玉県と受託者双方が協議して決定する。
- 17 受託者は、各イベントにおける講師や登壇者、インタビューや動画撮影を行う農業者等の選定を行うに当たり、業務担当者と協議した上で、主体的に適切な人物を選任するよう取り計らうこと。
- 18 イベント等の実施に当たっては、SNS等を活用して事業効果が発揮されると見込まれる参加者数の確保に努めること。